

## 見守り 新鮮情報

遠方の寺の檀家となっており、亡くなった両親の遺骨や先祖の位牌がある。高齢で、遠くまで墓参りに行けないので、遺骨等を家の近くの合同納骨堂に移したい。

寺に問い合わせると「250万円支払うように」と言われた。支払うべきなのか。

(70歳代 女性)



# 「墓を引っ越しする」 と言ったら、寺から 高額な費用を要求された

## ひとこと 助言



見守るくん

- 墓を撤去し、遺骨を他の寺などの墓に移す際に、高額なお布施(檀家をやめるときに寺へお礼として慣習的に支払う、いわゆる「離檀料」)を要求されたという相談が寄せられています。
- こういったお布施については明確な基準等はないため、金額に納得がいかない場合は、基本的には寺と話し合うことになります。
- 墓の引っ越しは勝手にすることが出来ず、一般に、墓地管理者である寺から「埋蔵(埋葬)証明書」をもらったうえで自治体に申請し、「改葬許可証」を受け取ることが必要です。
- また、一般的に墓を移転する際は、墓を撤去し更地にする費用、新たな墓の購入費等が必要となります。
- 少しでも不審に思うことがあれば、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。